



トラック広報



トピックス

- ◎ 改善基準告示解説セミナー
- ◎ 標準的な運賃活用セミナー
- ◎ 原油価格・物価高騰対策等にかかる貨物運送事業継続のための緊急支援
- ◎ 秋の全国交通安全運動

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



目次

2023

9

1. 改善基準告示解説セミナー	1
2. 標準的な運賃活用セミナー	3
3. 令和5年度 原油価格・物価高騰対策等にかかる貨物運送事業継続のための緊急支援について	4
4. 令和5年秋の全国交通安全運動の実施について	7
5. 全ト協だより	
○ トラック運送業界の景況感（4月～6月期）	13
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	22
○ 軽油価格の調査結果（6月分）	23
6. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	24
7. 協会だより	
○ 令和5年度助成事業について	30
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	32
8. 適正化だより	
○ 運輸安全マネジメント「認定セミナー」開催情報について	37
9. ドライバー体験記～トラックの運転者、管理者としての事故防止対策に思う。～	38
10. 陸災防だより	
○ 技能講習のお知らせ	39
○ 陸災防長崎県支部からのお知らせ	40
○ 陸運と安全衛生	43
11. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	47
12. 諫早T・Sのご案内	49

表紙写真：ののこ諫早まつり 本番：中央交流広場（諫早市役所前）

諫早最大の市民総参加のお祭りで、市民が皿を打ちながら、街を練り歩きます。

リズムカルな「まつりのののこ」や、親から子、孫へと受け継がれていく伝統芸能の披露など、期間中、諫早のまちは「祭り一色」になります。諫早三大祭の1つです。

< 重 要 >

令和5年8月吉日

会 員 各 位

公益社団法人 長崎県トラック協会
会 長 馬 場 邦 彦

令和5年度 改善基準告示解説セミナーの開催について

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、令和6年4月から適用される自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）について、事業者において改正内容に円滑な対応が行えるよう今般の改正内容や事業者が取り組むべき内容などについて解説する標記セミナーを開催いたします。

つきましては、ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

記

1. 日時・会場 以下のうち、ご都合の良い会場をお申し込み下さい。
※受付は、3会場ともセミナー開始30分前より行います。
 - ① 令和5年9月19日（火） 14：00～15：30（予定）
場所：アルカス佐世保（佐世保市三浦町2-3）
 - ② 令和5年9月20日（水） 10：30～12：00（予定）
場所：有明文化会館（島原市有明町大三東戊1382）
 - ③ 令和5年9月20日（水） 14：30～16：00（予定）
場所：長崎県トラック研修会館2F大会議室（長崎市松原町2651-3）
2. 講 師 (株)NX総合研究所 シニア・コンサルタント 金澤 匡晃 氏
3. 内 容 (1) 改善基準告示改正の趣旨
(2) 改善基準告示の改正内容の解説
(3) Q&Aの解説
4. 対 象 者 経営者及び運行管理者等
5. 申 込 方 法 別紙「参加申込書」をご記入の上、記載のFAX番号までお申し込み下さい。
< 申込期日：令和5年9月7日（木） >
6. 主 催 (公社)全日本トラック協会、(公社)長崎県トラック協会
7. お問合せ先 公益社団法人 長崎県トラック協会 （担当：川浪、原野）
電話：095-838-2281

以上

長崎県トラック協会 あて
FAX 095-839-8508

令和5年 月 日

令和5年度改善基準告示解説セミナー
参 加 申 込 書

※お申込み会場に○を付けてください。

①アルカス佐世保	②有明文化会館	③長崎県トラック研修会館
----------	---------	--------------

事業所 支店・営業所名			
所在地			
受講者 ①	所属・役職		
	氏 名		
受講者 ②	所属・役職		
	氏 名		
担当者連絡先		氏名	TEL

〈締 切 日〉 令和5年9月7日（木曜日）

令和5年度「標準的な運賃」活用セミナー開催のお知らせ

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、荷主との運賃交渉により、ドライバーの働き方改革を実現し、持続可能な輸送を維持していくため「標準的な運賃」活用セミナーを開催いたします。

ご多用の折とは存じますが、是非ともご参加いただきますようご案内いたします。

セミナー概要

1. 日時 令和5年10月6日(金) 13:30~17:00 (受付 13:00~)
2. 場所 長崎県トラック協会研修会館(長崎県トラック協会本部)
長崎市松原町 2651-3 TEL095-838-2281
3. 講師 近代経営システム研究所 代表 森高 弘純 氏
4. 内容
 - ・「標準的な運賃」告示の概要・届出
 - ・「標準的な運賃」を踏まえた原価計算(演習など)
 - ・原価計算を反映した運行形態別運賃の考え方
 - ・荷主との交渉方法
 - ・燃料サーチャージ ほか

※計算演習を実施しますので、電卓をご持参ください。
5. 対象者 経営者、営業担当者等
6. 受講料 無料
7. 申込方法 下記「参加申込書」をご記入の上、**9月22日(金)までに** FAXにてお申し込み下さい。
8. 主催 (公社)全日本トラック協会・(公社)長崎県トラック協会(共催)

(公社)長崎県トラック協会 行 (FAX095-839-8508)

参加申込書

会社名:	
TEL:	FAX:
参加者名①	参加者名②
参加者名③	参加者名④

＜＜ 長崎県トラック協会より緊急支援金のご案内 ＞＞

令和5年度 原油価格・物価高騰対策等にかかる貨物運送事業継続のための緊急支援

コロナ禍における原油価格の高騰などで厳しい経営状況にある貨物運送事業者に対し、県から緊急支援金が交付されます。(令和4年度に補助を受けた事業者も申請できます。)

申請期間	令和5年8月1日（火）～10月31日（火） ただし、予算の上限に達した場合は打ち切ります。
対象	以下の条件をすべて満たす車両。 ①申請時点で車検が有効かつ長崎県内の営業所において事業用貨物自動車（緑ナンバー）として登録されている車両（被けん引車、霊柩車を除く） ※車検証に「事業用」として記載され、車検証の「使用者の住所」または「使用の本拠地の位置」が長崎県内であること。 ②令和5年6月30日以降、長崎県内で事業用自動車（緑ナンバートラック）として引き続き使用されている車両（6月30日時点で長崎県内において事業用トラックとして登録されており、引き続き長崎県内で事業用トラックとして使用されている車両） ③令和5年度公募において、他の事業者により申請されていない車両
支援金額	・普通車（1ナンバーもしくは8ナンバー）：4万円 ・小型車（4ナンバー）：2万円 ※一事業者あたり上限500万円。 ※トラクタは普通車に含みます。
申請先	公益社団法人長崎県トラック協会（郵送可）
申請書類	① 支援金交付申請書（様式第1号） ② 支援金申請車両一覧表（様式第2号） ③ 納税証明書（県税に未納がないことの証明） ④ 支援対象となる全車両の車検証の写し ※新車検証の場合は「自動車検査証記録事項」も必ず添付して下さい。 ※申請時に車検が有効であり、その車検証に「事業用」として記載され、車検証の「使用者の住所」または「使用の本拠地の位置」が長崎県内であること。 ⑤ 申請車両について、対象車両の条件を満たすことを証明する書類 (1)6月30日以前より申請時点まで、申請者により引き続き使用されている車両 自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し（現在車検有効分） (2)7月1日以降に増車した車両（申請要件を満たす車両のみ対象となります。） 登録事項等証明書（詳細登録証明書） ※申請要件（6月30日時点で県内で事業用トラックとして登録されていたこと）を確認します。 (3)7月1日以降に車両を代替え（入替え）した場合 ※対象となるケースは概要資料掲載ア)旧車両を7月1日以降に抹消した証明書（登録事項等証明書（詳細登録証明書）など）イ)新車両の自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し ※旧車両を一時抹消登録した場合は、申請対象となりません。 県内に複数の営業所がある場合は、一括して申請してください。
その他	県ト協 HP にて、申請様式等がダウンロード可能です。 申請書類の作成要領等ご不明な点などありましたら、お問合せください。 【お問い合わせ先】 公益社団法人長崎県トラック協会 TEL：095-838-2281

【 令和5年度公募 】

様式第1号

申請日 令和5年 月 日

原油価格・物価高騰対策等にかかる貨物運送事業継続のための緊急支援金交付申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会 長 殿

申請にあたって、以下の項目に相違ないことを誓約します。(全ての項目にチェックがない場合、受付できません)

- ☐ 長崎県内に本社又は営業所を有する貨物自動車運送事業者であり、長崎県内の配置事業用自動車について申請を行います。
- ☐ 申請後も引き続き事業実施の意志があります。
- ☐ 本申請は、長崎県内の全営業所の分を一括して申請するものです。
- ☐ 暴力団員ではなく、暴力団や暴力団員と密接な関係はありません。
- ☐ その他本助成に係る取扱い事項について、交付要綱等により確認し、了承した上で申請します。

交付要綱に基づき、支援金の交付について以下のとおり申請します。

申込者 (補助事業者)	会社名称		
	代表者の 役職・氏名	印	
	会社住所	〒 -	
	担当者名	E-mail :	TEL : FAX :

支援金振込先

銀行名 : 支店 (普通・当座) 口座番号 :

フリガナ

口座名義 :

申請内容	普通車は1・8ナンバー(トラクタ含む)の車両、小型車は4ナンバーの車両となります。		
	普通車 :	台 × 支援金額 4 万円 =	円
	小型車 :	台 × 支援額金 2 万円 =	円
	合計	台	円(上限 500 万円)
	申請車両について、以下項目に相違がないことを誓約します。(確認の上、チェックを付して下さい)		
☐ 申請車両は、令和5年度公募において、他事業者により申請されていません。 ☐ トレーラ(被けん引車)、霊柩車は含んでいません。			

添付書類 : ①様式第2号(申請車両一覧表)、②車検証の写し、③納税証明書、④その他証拠書類

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本支援金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

交付の決定及び交付額の確定

(令和5年 月 日付 ※決定額 : 円)

公益社団法人 長崎県トラック協会

R5 緊急支援金第	号

様式第 2 号（支援対象車両一覧表）

対象区分の欄には、以下の区分であることを確認（選択）してチェックを入れて下さい。

- 区分①：6月30日以前より申請時点まで、申請者により引き続き使用されている車両
区分②：7月1日以降に増車した車両で、6月30日時点で県内で事業用トラックとして使用されており、
他者により本支援金令和5年度公募の申請対象とされていない車両
区分③：7月1日以降に、使用していた旧車両（6月30日時点で県内で事業用トラックとして使用されており、
他者により本支援金令和5年度公募の申請対象とされていない車両）と代替え（入替え）した新車両

	登録番号	配置営業所名	普通・ 小型の別	支援金額	対象区分		
					①	②	③
例	長崎 11 あ 1234	本社営業所	普通	40,000 円	✓		
1				円			
2				円			
3				円			
4				円			
5				円			
6				円			
7				円			
8				円			
9				円			
10				円			
11				円			
12				円			
13				円			
14				円			
15				円			
合計				円			

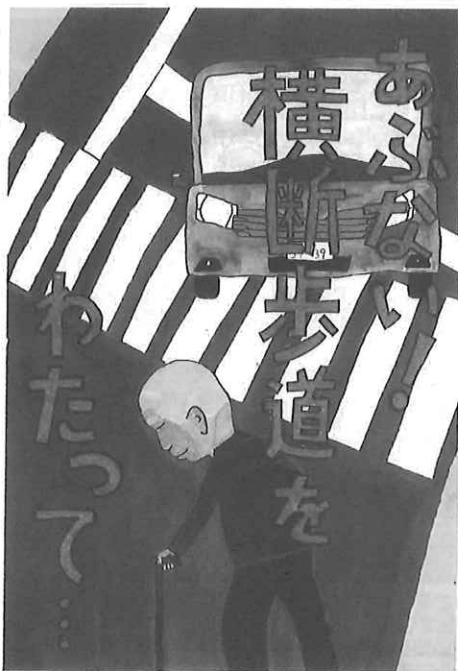
※足りない場合は別紙で作成してください。

令和 5 年

秋の全国交通安全運動の実施

～なれた街 いつもの道でも みぎひだり～

9月21日(木)～30日(土)



交通安全図画最優秀作品（令和4年度知事賞）
南島原市立加津佐小学校6年生（当時）
重松 星愛さんの作品

重点

- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 及び飲酒運転の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

守ろう交通ルール
高めよう交通マナー

令和5年長崎県交通安全年間スローガン

本年も9月21日から、秋の全国交通安全運動が実施されます。

会員事業所におかれては、この交通安全運動を契機に交通事故「0」を目指し、次の実施要領に基づき、交通事故の防止に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本運動の実施結果については、別紙報告書により10月16日(月)までに県ト協あて郵送（FAX可095-839-8508）していただきますようお願いいたします。

県内統一行事

9月21日(木) 9月29日(金)	街頭指導活動 広報活動強化の日	登下校指導、こども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
9月22日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
9月30日(土)	交通事故死ゼロを目指す日	県民一人一人が交通事故を起こさないよう、遭わないよう呼びかけます。

令和5年秋の全国交通安全運動実施要領

(公社)長崎県トラック協会

1 目 的

当協会は、長崎県交通安全推進県民協議会が定めた「令和5年秋の全国交通安全運動実施要綱」及び長崎運輸支局自動車事故防止推進協議会並びに(公社)全日本トラック協会が定めた同実施計画に基づき、独自の実施要領を策定し、本運動の効果的推進を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和5年9月21日(木)～9月30日(土)

3 重点実施事項

- (1) 安全運行の徹底
- (2) 車両の安全対策の推進
- (3) シートベルトの正しい着用の徹底
- (4) 事故情報等の収集による安全意識の高揚
- (5) 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進
- (6) 子供と高齢者の交通事故防止
- (7) 飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶
- (8) 広報活動の推進

【 実 施 細 目 】

1 安全運行の徹底

事業者等は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

(1) 運行管理の徹底

- ① 経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最優先であるという意識を社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。
- ② 事業者及び統括運行管理者・運行管理者(以下「事業者等」という。)は、運転者に対し講習会等を開催し安全運行の徹底について指導する。
- ③ 事業者等は、過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、日々の点呼等における運転者の疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底する。
- ④ 事業者等は、運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状

況等、健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図る。

⑤ 事業者等は、運転者に対して乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう指導を徹底する。

⑥ 事業者等は、運転者に対して車高、視野、死角、内輪差、制動距離等自動車の構造上の特性を把握させ、安全確保を徹底するよう指導する。また、進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、特に後退時等には周囲の歩行者等に対して警報を発する装置を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導を徹底する。

⑦ 事業者等は、運転者の運転免許証及び自動車検査証の有効期間の確認を徹底する。

(2) 過積載運行の防止

事業者等は、適切な運送(積載)計画を作成し、運転者に対して積載物・積載重量・積載方法等の事前確認を励行させるとともに、荷主に対しても理解と協力を求め、過積載運行の防止に努める。

(3) 踏切事故の防止

事業者等は、運転者に対して踏切の通過に際しては一旦停止及び安全確認を励行させるとともに、トラクタ・トレーラ等大型車両の運行計画策定にあたっては、踏切の状況、車両の構造等を十分考慮して適切な運行経路を選定し、安全運行の徹底を図る。

(4) 大型トラクタ・トレーラの輸送の安全確保

事業者等は、保安基準緩和の認定を受けた大型トラクタ・トレーラの運行にあたっては、緩和認定の際に付された保安上の制限事項を遵守するとともに、特に速度制限装置の自主点検を実施する等、違法改造の防止に努めるほか、高速道路における第一通行帯の走行を徹底させ、輸送の安全確保に努める。

(5) 追突事故、交差点事故の防止

事業者等は、追突事故防止について、運転者に対して道路、交通、気象等の状況に応じた安全な速度で走行し、適切な車間距離を保持するとともに、特に高速道路においては、先行車の動きに十分注意して無理な追従をしないよう、国交省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」等を活用した指導を徹底し、追突事故防止対策の強化を図る。また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及を図る。

交差点事故の防止については、横断歩道手前での最徐行又は一時停止の励行と、左右をバランスよく安全確認することを徹底させ、交差点左折時の自転車巻き込み事故及び右折時の横断歩行者との事故防止の徹底を図る。

(6) 危険物輸送時の安全確保

事業者等は、危険物の輸送にあたっては運転者に対し関係法規を事前に熟知させるほか、

- 荷主からの(危険物に関する)情報の入手
- 運転者に対する指示
- 緊急時等における教育訓練
- イエローカードの携行

の徹底を図る。

(7) 省エネ運転の実践・励行

事業者等は、運転者に対してCO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実践を励行させる。

- ① 不必要なアイドリングをさせない。
- ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
- ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状(急減速)運転をしない。
- ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めにエンジnbrake等を適切に使う。

2. 車両の安全対策の推進

事業者等は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し、車両の安全確保の徹底を図る。

- (1) 運行車両は、日常点検・定期点検を確実に実施する。
- (2) 車輪脱落やスペアタイヤ落下等による事故防止を徹底するため、タイヤ交換時等におけるホイールナットの適切な締付け及び日常・定期点検等におけるボルトの緩み、破損の有無の確認励行を徹底する。
- (3) 前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取付けを禁止させる。
- (4) 突入防止装置の取外し、速度抑制装置の解除・取外し等不正改造の排除について徹底する
- (5) 無車検車両及び無保険車両は運行しない。

3. シートベルトの正しい着用の徹底

(1) 着用の励行

事業者等は、運転者に対しシートベルトの効用について教養するとともに、出庫・帰庫時に確認するなどして適正なシートベルトの着用を指導する。

(2) 取付け状況の点検

事業者等は、装備されているシートベルトの取付け状況を点検し、常に使用可能な状態を保つように努める。

4. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかか

る統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用し、重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、事故の概況及び傾向等を把握し、原因究明に活用するとともに、運転者に対して講習会の開催等あらゆる機会をとらえて、安全対策の一層の推進を図る。

5. 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進

- (1) 事業者等は、運転者に対して夕暮れ時(概ね日没1時間前)の早め点灯及び雨天・曇天時の視界不良の点灯について指導を徹底する。
- (2) 事業者等は、運転者に対して夜間走行時、他の交通の幻惑など交通に支障がない場合は、前照灯を上向きにするなど、夜間の視界の確保について指導を徹底する。
- (3) 事業者等は、運転者に対してトンネル内におけるライトの点灯について指導を徹底する。

6. 子供と高齢者の交通事故防止

- (1) 事業者等は、運転者に対して「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導し、特に子供、高齢者、障害者等には配慮し、目にしたときは、常に徐行することを励行させ、子供等が自転車に乗車中にある場合は、不測の行動にでることを念頭におき、十分な間隔を保ち最徐行する指導を徹底する。
- (2) 事業者等は、運転者に対して高齢運転者標識による高齢運転者の保護等を徹底させる。

7. 飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶

- (1) 事業者等は、運転者に対して飲酒運転あるいは危険ドラッグ、覚せい剤使用による交通事故の事例等をあげて、その危険性、結果の悲惨さについて教養するとともに、アルコール検知器の適切な使用など厳正な点呼の実施を徹底し、飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶を図る。
- (2) 事業者等は、飲酒運転追放の三ない運動を推進する。
 - ① 酒を飲んだら運転しない。
 - ② 運転する前には、酒を飲まない。
 - ③ 運転する人には、酒を出さない。

8. 広報活動の推進

- (1) トラック協会においては、本運動の実施要領を「ながさきトラック広報」に掲載するとともに懸垂幕、のぼり旗、立看板、ポスター等を掲出して広く本運動の周知徹底を図る。
- (2) 会員事業所にあつては、懸垂幕、のぼり旗等を掲出するとともに、研修会、講習会等を開催して、全従業員に対し本運動の周知徹底を図る。

事業者用

令和5年秋の全国交通安全運動実施結果報告書

事業者名				
1 事業用自動車の安全運行の確保				
(1)具体的な実施内容				
(2) 研修、教育、幹部の巡視等				
実施年月日		実 施 内 容		出席者数
2 車両の安全対策の推進【期間中における点検整備の計画及び実績】				
3ヶ月		12ヶ月		日常点検の実施状況
計画	実績	計画	実績	良 ・ 否
台	台	台	台	
3 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底				
(1) 着用できる状態であるかの点検状況				
(2) シートベルト着用状況				
4 長崎県内における自動車事故防止の促進【乗務員に対する指導内容】				
(1)子供と高齢者の安全な通行の確保				
(2)高齢運転者の交通事故防止				
(3)夕暮れ時における早めの点灯、雨天、曇天時の点灯				
(4)トンネル内におけるライトの点灯を励行するよう留意				
(5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底				
(6)脇見・ぼんやり運転防止運動の推進				
(7)飲酒運転の防止の徹底				
5 広報活動の推進				
	掲示場所	個数(枚数)	内 容	
垂幕・旗				
ポスター				
立看板				
6 その他特記事項				
7 期間中の重大事故(有責及び無責事故)				
事故件数: 件		死者: 名		負傷者: 名

※トラック協会に10月16日(月)迄に報告してください。

全ト協だより

第122回

ト ラ ッ ク 運 送 業 界 の 景 況 感 (速 報)

令和5年4月～6月期

日銀短観（6月調査）では、大企業製造業では半導体等の部品供給不足が解消に向い、自動車生産の回復や原材料高の価格転嫁により、プラス5ポイントと前回は4ポイント上回り、7期ぶりに改善した。

こうしたなか、トラック運送業においては、輸送数量が減少（宅配以外の特積貨物を除く）したものの、運賃・料金の水準が改善し、輸送原価の上昇分の一部が価格転嫁できるようになったことを反映し、令和5年4月～6月期の業界の景況感は▲32.1と前回より2.7ポイント改善した。

なお、今後の見通しは、輸送数量、営業収入、営業損益が改善する見込みを反映して、▲28.8（今回▲32.1）と3.3ポイント改善の見込みである。

令和5年8月10日

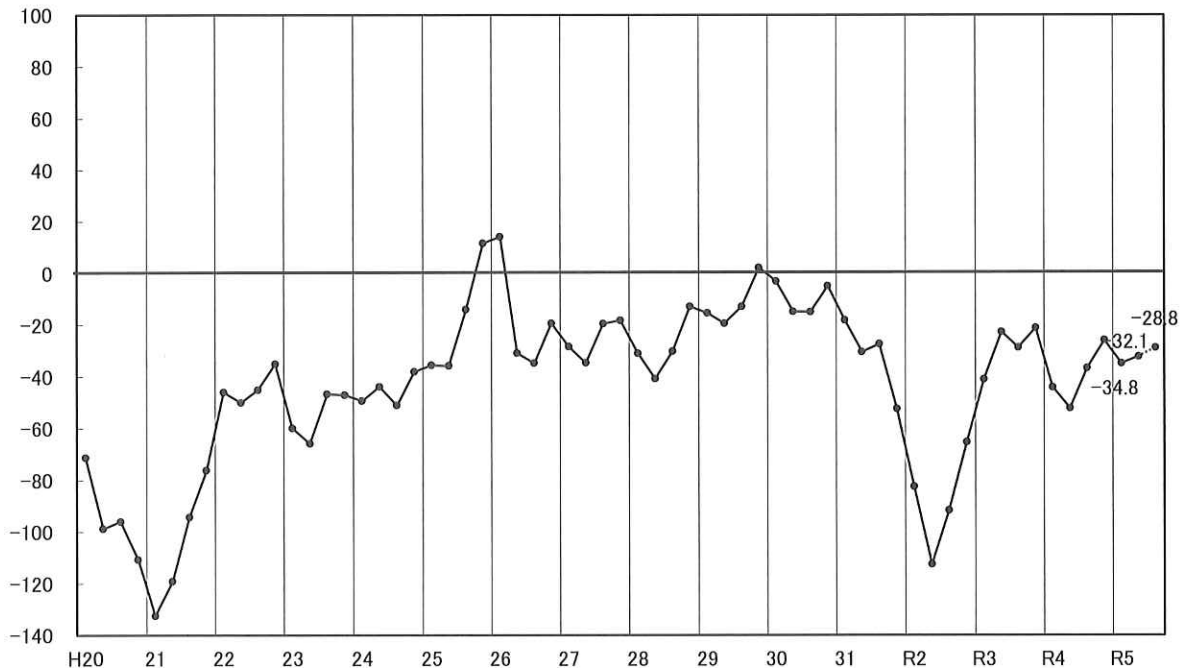
公益社団法人 全日本トラック協会

1 業界の景況感: 今回(令和5年4月～6月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	一般貨物、宅配の輸送数量はやや減少したものの、運賃・料金の水準が改善傾向となったことから、業界の景況感は▲32.1(前回▲34.8)と2.7ポイント改善した。
今後の見通し	今後の見通しは、輸送数量、営業収入、営業損益が改善する見込みを反映して、▲28.8(今回▲32.1)と3.3ポイント改善の見込みである。

業界の景況感		0%20%40%60%80%100%					
・前回より2.7ポイント改善した。 ・今後は3.3ポイント改善する見込み。	前回	0.4	18.3	34.6	39.6	7.1	(-34.8)
	今回	0.7	17.3	39.3	34.3	8.3	(-32.1)
	見通	0.7	18.6	36.9	38.6	5.2	(-28.8)
		大幅に好転 やや好転 変化なし やや悪化 大幅に悪化					

トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R5.1月～3月期)の状況、中段は今回(R5.4月～6月期)の状況、下段は今後(R5.7月～9月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数) = a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 = $\{(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5)\} \div A \times 100$

2 共通の概況①: 今回(令和5年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・実働率は▲23.2(前回▲17.7)と5.5ポイント悪化、実車率は▲23.2(前回▲16.9)と6.3ポイント悪化し、輸送効率は一段と悪化した。 ・運転者の採用動向は▲19.9(前回▲14.2)と5.7ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は74.5(前回81.5)と7.0ポイント低下し、運転者労働力の不足感は緩和した。
今後の見通し	・実働率は▲17.7(今回▲23.2)と5.5ポイント改善し、実車率は▲20.7(今回▲23.2)と2.5ポイント改善し、輸送効率は改善する見込みである。 ・運転者の採用動向は▲22.1(今回▲19.9)と2.2ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は86.7(今回74.5)と12.2ポイント上昇し、運転者労働力の不足感は強くなる見込みである。

実働率 ・前回より5.5ポイント悪化した。 ・今後は5.5ポイント改善する見込み。	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 22.7 42.7 28.8 5.8 (-17.7) 今回 19.9 44.3 26.9 8.5 (-23.2) 見通 19.2 48.0 28.8 4.1 (-17.7) □大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 □大幅に低下
実車率 ・前回より6.3ポイント悪化した。 ・今後は2.5ポイント改善する見込み。	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 18.5 50.0 27.7 3.8 (-16.9) 今回 16.6 49.8 25.8 7.4 (-23.2) 見通 17.7 47.2 31.7 3.3 (-20.7) □大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 □大幅に低下
運転者の採用動向 ・前回より5.7ポイント低下した。 ・今後は2.2ポイント低下する見込み。	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 1.2 15.8 57.3 19.2 6.5 (-14.2) 今回 11.8 62.7 17.7 7.4 (-19.9) 見通 11.4 61.6 18.8 7.7 (-22.1) □大幅に増加 □やや増加 □変わらない □やや減少 □大幅に減少
運転者の雇用動向 (労働力の不足感) ・前回より7.0ポイント低下した(不足感が弱くなった)。 ・今後は12.2ポイント上昇する見込み。	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 20.8 44.6 30.0 4.6 (81.5) 今回 20.7 38.0 36.9 4.1 (74.5) 見通 25.1 39.1 33.6 1.8 (86.7) □不足 □やや不足 □適当 □やや過剰 □過剰

(注4) 雇用状況については、上段は前回(R5.1月～3月期)の状況、中段は今回(R5.4月～6月期)の状況、下段は今後(R5.7月～9月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②: 今回(令和5年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	- 所定外労働時間は▲36.2(前回▲27.7)と8.5ポイント減少、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲17.3(前回▲11.9)と5.4ポイント減少した。 - 経常損益は▲33.2(前回▲34.2)と1.0ポイント改善した。
今後の見通し	- 所定外労働時間は▲32.5(今回▲36.2)と3.7ポイント増加し、貨物の再委託は▲12.9(今回▲17.3)と4.4ポイント増加の見込みである。 - 経常損益は▲32.1(今回▲33.2)と1.1ポイント改善する見込みである。

所定外労働時間	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 0.8 10.8 53.8 29.2 5.4 (-27.7) 今回 9.6 50.2 34.7 5.5 (-36.2) 見通 10.3 50.6 35.4 3.7 (-32.5) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 1.5 15.4 57.7 20.4 5.0 (-11.9) 今回 1.1 14.8 57.2 19.6 7.4 (-17.3) 見通 0.7 15.9 59.0 18.5 5.9 (-12.9) □大幅に増加 □やや増加 □変わらない □やや減少 □大幅に減少
経常損益	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 21.9 31.2 37.7 9.2 (-34.2) 今回 1.5 16.8 36.5 37.5 7.7 (-33.2) 見通 0.7 17.2 37.3 38.9 5.9 (-32.1) □大幅に好転 □やや好転 □変化なし □やや悪化 □大幅に悪化

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第122回調査は、令和5年7月1日に、モニターに対して調査開始、令和5年7月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
128	514	542

4 一般貨物：今回（令和5年4月～6月期）の状況と今後の見通し

今回の状況	- 一般貨物では、運賃・料金の水準は22.2（前回17.9）と4.3ポイント改善したものの、輸送数量は▲37.0（前回▲24.8）と12.2ポイント悪化したことから、営業収入（売上高）は▲28.4（前回▲21.1）と7.3ポイント悪化した。 - 営業利益は▲41.6（前回▲30.1）と11.5ポイント悪化した。
今後の見通し	- 一般貨物では、輸送数量は▲25.3（今回▲37.0）と11.7ポイント改善、運賃・料金の水準は25.3（今回22.2）と3.1ポイント改善し、営業収入（売上高）は▲24.1（今回▲28.4）と4.3ポイント改善する見込みである。 - 営業利益は、▲37.4（今回▲41.6）と4.2ポイント改善する見込みである。

輸送数量	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 24.4 35.0 32.1 8.5 (-24.8) 今回 1.6 19.8 32.3 32.7 13.6 (-37.0) 見通 1.2 22.2 33.9 35.8 7.0 (-25.3) 大幅に増加 やや増加 横ばい やや減少 大幅に減少
・前回より12.2ポイント悪化した。 ・今後は11.7ポイント改善する見込み。	
運賃・料金の水準	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 28.9 61.4 8.5 1.2 (17.9) 今回 0.4 30.0 61.9 7.0 0.8 (22.2) 見通 33.5 58.8 7.4 0.4 (25.3) 大幅に上昇 やや上昇 横ばい やや下落 大幅に下落
・前回より4.3ポイント改善した。 ・今後は3.1ポイント改善する見込み。	
営業収入（売上高）	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 0.8 28.5 31.3 27.6 11.8 (-21.1) 今回 1.9 22.2 33.1 31.1 11.7 (-28.4) 見通 1.6 21.4 36.6 32.3 8.2 (-24.1) 大幅に増加 やや増加 横ばい やや減少 大幅に減少
・前回より7.3ポイント悪化した。 ・今後は4.3ポイント改善する見込み。	
営業利益	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 0.8 25.2 28.5 34.1 11.4 (-30.1) 今回 1.6 17.1 33.1 34.6 13.6 (-41.6) 見通 0.8 18.3 35.0 34.6 11.3 (-37.4) 大幅に増加 やや増加 横ばい やや減少 大幅に減少
・前回より11.5ポイント悪化した。 ・今後は4.2ポイント改善する見込み。	

5 宅配貨物:今回(令和5年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の 状況	- 宅配貨物では、運賃・料金の水準は15.6(前回▲5.9)と21.5ポイント改善したものの、輸送数量は▲20.3(前回▲5.9)と14.4ポイント悪化したことから、営業収入(売上高)は▲46.9(前回▲17.6)と29.3ポイント悪化した。 - 営業利益は▲40.6(前回▲23.5)と17.1ポイント悪化した。
今後の 見通し	- 宅配貨物では、運賃・料金の水準は10.9(今回15.6)と4.7ポイント悪化するものの、輸送数量は▲12.5(今回▲20.3)と7.8ポイント改善することから、営業収入(売上高)は▲31.3(今回▲46.9)と15.6ポイント改善する見込みである。 - 営業利益は▲37.5(今回▲40.6)と3.1ポイント改善する見込みである。

輸送数量	0%20%40%60%80%100% 前回 29.447.111.811.8 (-5.9) 今回 3.179.710.96.3 (-20.3) 見通 12.570.39.47.8 (-12.5) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少
運賃・料金の水準	0%20%40%60%80%100% 前回 5.988.25.9 (-5.9) 今回 1.614.182.81.6 (15.6) 見通 12.585.91.6 (10.9) □大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや下落 □大幅に下落
営業収入(売上高)	0%20%40%60%80%100% 前回 17.658.811.811.8 (-17.6) 今回 12.537.540.69.4 (-46.9) 見通 15.646.928.19.4 (-31.3) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少
営業利益	0%20%40%60%80%100% 前回 23.541.223.52.5 (-23.5) 今回 12.543.834.49.4 (-40.6) 見通 12.546.931.39.4 (-37.5) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少

※ 宅配貨物に関する回答事業者は一部に限定され、また回答サンプル数が少ないため、上記調査結果は宅配貨物を網羅的に評価した結果となっていない場合がある。

6 宅配以外の特積貨物:今回(令和5年4月~6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 宅配以外の特積貨物では、輸送数量は▲65.2(前回▲66.7)と1.5ポイント改善、運賃・料金の水準は15.9(前回▲3.7)と19.6ポイント改善したことから、営業収入(売上高)は▲52.2(前回▲66.7)と14.5ポイント改善した。 ・ 営業利益は▲60.9(前回▲85.2)と24.3ポイント改善した。
今後の見通し	・ 宅配以外の特積貨物では、輸送数量は▲56.5(今回▲65.2)と8.7ポイント改善、運賃・料金の水準は42.0(今回15.9)と26.1ポイント改善の見込みであることから、営業収入(売上高)は▲39.1(今回▲52.2)と13.1ポイント改善の見込みである。 ・ 営業利益は▲52.2(今回▲60.9)と8.7ポイント改善する見込みである。

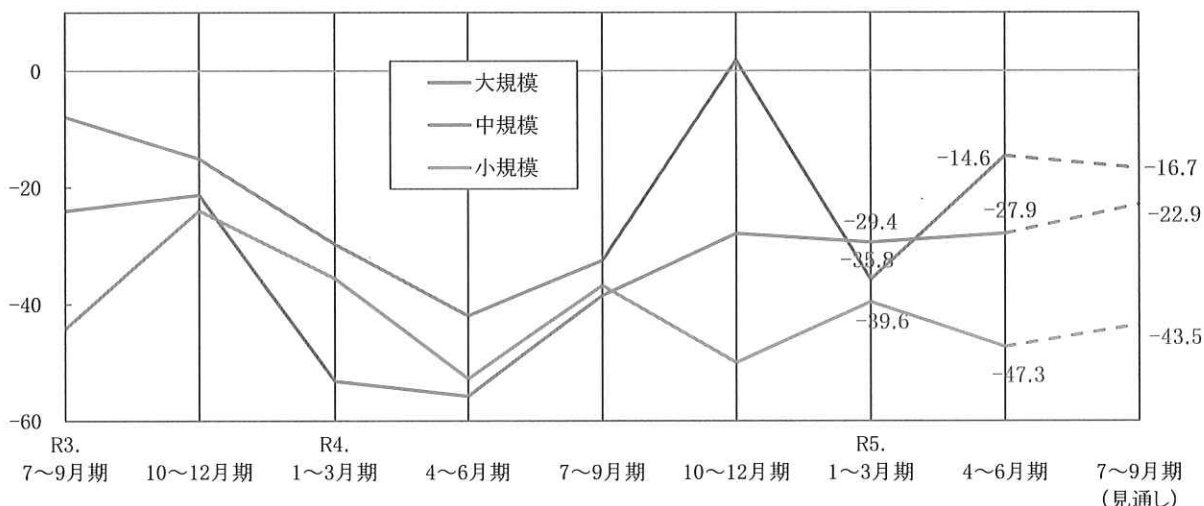
輸送数量	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 3.7 44.4 33.3 18.5 (-66.7) 今回 4.3 39.1 43.5 13.0 (-65.2) 見通 4.3 39.1 52.2 4.3 (-56.5) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少
運賃・料金の水準	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 22.2 59.3 11.1 7.4 (-3.7) 今回 30.4 55.8 13.0 0.7 (15.9) 見通 52.2 38.4 8.7 0.7 (42.0) □大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや下落 □大幅に下落
営業収入(売上高)	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 7.4 37.0 37.0 18.5 (-66.7) 今回 8.7 43.5 34.8 13.0 (-52.2) 見通 8.7 47.8 39.1 4.3 (-39.1) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少
営業利益	0% 20% 40% 60% 80% 100% 前回 3.7 29.6 44.4 22.2 (-85.2) 今回 4.3 43.5 39.1 13.0 (-60.9) 見通 4.3 47.8 39.1 8.7 (-52.2) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少

7 事業者特性格の特徴①:規模別・品目別 業界の景況感

規 模 (注5)

- ・大規模事業者：▲14.6(前回▲35.8)と21.2ポイント改善、今後は▲16.7と2.1ポイント悪化見通し。
- ・中規模事業者：▲27.9(前回▲29.4)と1.5ポイント改善、今後は▲22.9と5.0ポイント改善見通し。
- ・小規模事業者：▲47.3(前回▲39.6)と7.7ポイント悪化、今後は▲43.5と3.8ポイント改善見通し。

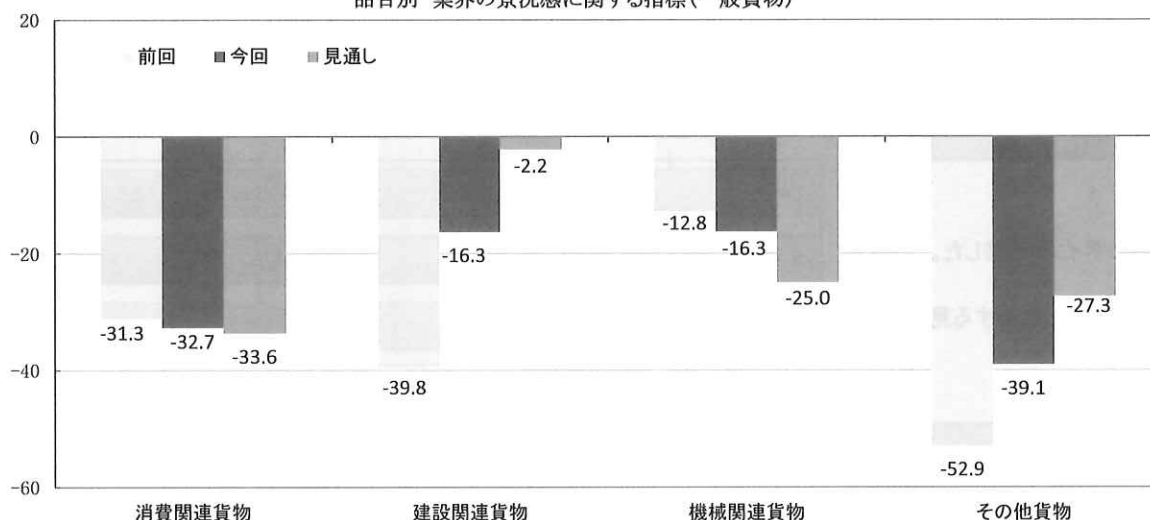
事業規模別 業界の景況感に関する指標の推移 (R3. 7～9月期より)



品 目 (注6)

- ・消費関連貨物：▲32.7(前回▲31.3)と1.4ポイント悪化、今後は▲33.6と0.9ポイント悪化見通し。
- ・建設関連貨物：▲16.3(前回▲39.8)と23.5ポイント改善、今後は▲2.2と14.1ポイント改善見通し。
- ・機械関連貨物：▲16.3(前回▲12.8)と3.5ポイント悪化、今後は▲25.0と8.7ポイント悪化見通し。
- ・その他貨物：▲39.1(前回▲52.9)と13.8ポイント改善、今後は▲27.3と11.8ポイント改善見通し。

品目別 業界の景況感に関する指標 (一般貨物)



(注5) 規模別分類

大規模事業者：101両以上

中規模事業者：21両以上100両以下

小規模事業者：20両以下

(注6) 品目別分類

消費関連貨物：農水産品、食料工業品、日用品など

建設関連貨物：林産品、砂利、砂、石材、建設用資材、窯業品（セメント等）など

機械関連貨物：電気機械（家電含む）、輸送機械（自動車等）など

その他貨物：石炭、原油、石油、化学、紙・パルプなど

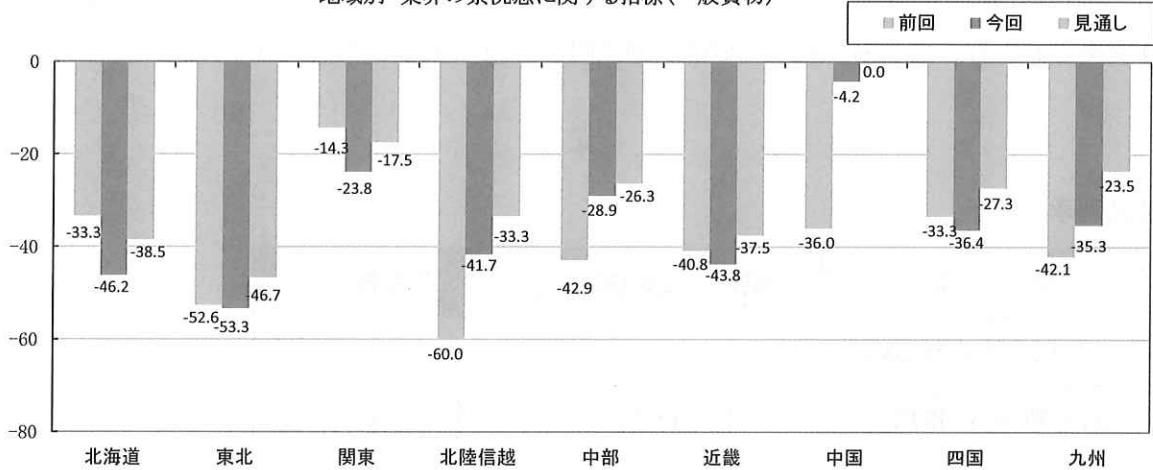
品目別業界の景況感に関する指標は、「一般貨物」の輸送品目について1位の回答を反映している。

7 事業者特性格の特徴②:地域別・事業形態別 業界の景況感等

地域 (注7)

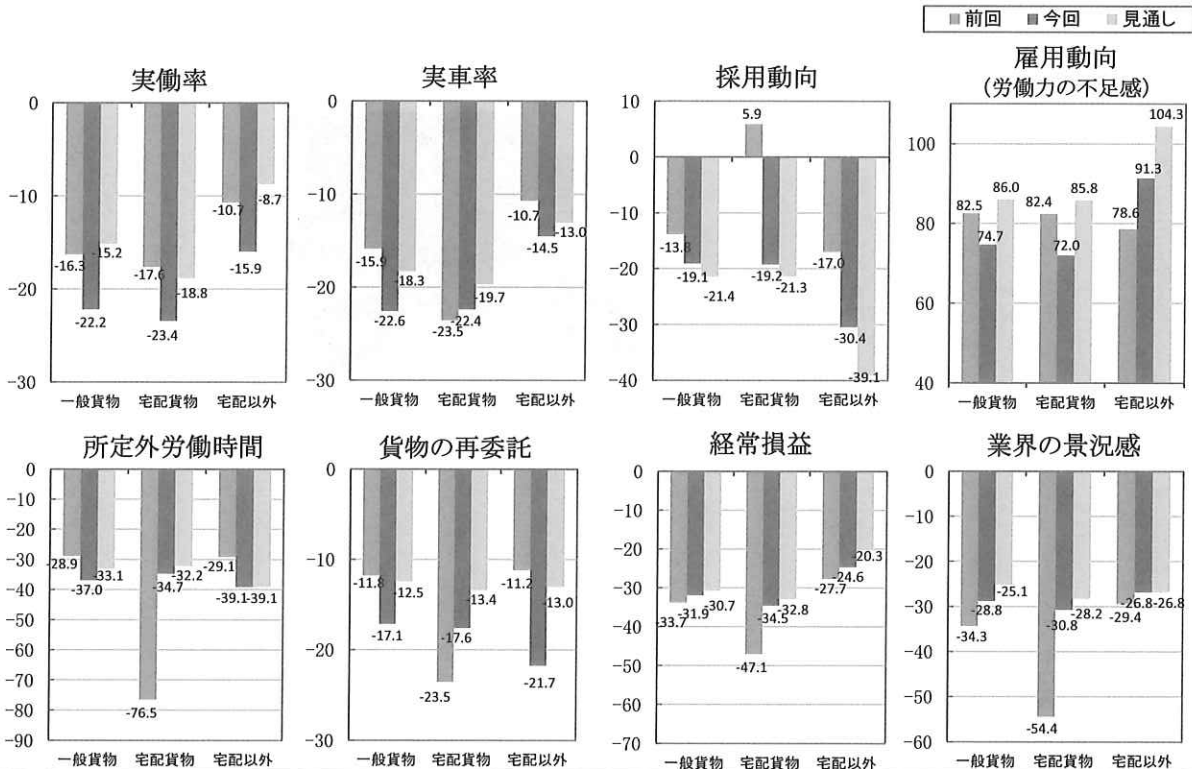
- ・ 地域別にみると、北陸信越、中部、中国、九州で改善し、北海道、東北、関東、近畿、四国で悪化した。
- ・ 来期の見通しは、全ての地域で改善の見込みである。

地域別 業界の景況感に関する指標(一般貨物)



事業形態別 (注8)

- ・ 雇用動向(労働力の不足感)は前回と比較すると、一般貨物、宅配貨物は輸送量の減少から不足感が緩和され、宅配以外の特積貨物では不足感が強まった。
- ・ 燃料コスト、物価高による原価高について、運賃・料金への転嫁が進み始めたことを反映し、経常損益が改善し、業界の景況感は一般貨物▲28.8、宅配貨物▲30.8、宅配以外の特積貨物▲26.8となった。



(注7) 地域分類は地方運輸局管轄地域区分に基づく。なお、グラフは一般貨物の事業者のみ集計している。

(注8) 事業形態の分類は、「一般貨物」及び「宅配貨物」「宅配以外の特積貨物」である。

近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和5年8月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

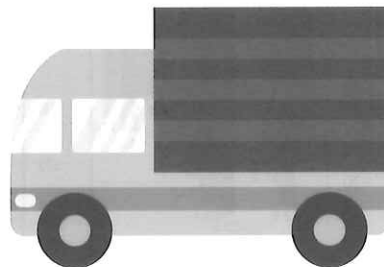
記

1. 貸付利率

期 間	現行（改定前）	改定後
1 年以上～ 3 年以内	1.30%	1.40%
3 年超～ 7 年以内		
7 年超～ 10 年以内		

2. 実施日

令和5年8月10日



軽油価格の調査結果（6月分）

6月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		122.46	114.22	124.41
全国(沖縄除)		122.32	112.89	121.63

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		127.18	114.58	127.48
出光昭和シェル		119.71	115.41	124.49
キグナス				
コスモ		122.35	109.70	137.32
その他		118.55	113.88	121.40

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		123.95	114.55	125.10
30～50キロ リットル未満		113.60	115.07	115.13
50～100キロ リットル未満		113.62	112.77	
100キロ リットル以上		115.00	112.87	126.64

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		123.09	116.91	119.10
30～60日未満		122.68	113.92	124.31
60日以上		120.96	112.49	143.90

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年2月		121.00	110.18	120.76
2023年3月		122.44	111.37	122.16
2023年4月		121.87	111.79	120.07
2023年5月		120.46	110.41	120.61
2023年6月		122.46	114.22	124.41

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

【申込方法】

各実施機関のホームページから予約、または別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXしてください。

(株)おんが自動車学校 FAX：093-293-2427

(有)新西海自動車学校 FAX：0959-27-1778

【受講手数料】

基礎講習：8,900円

一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）

なお講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

【持ってくるもの】

運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守）
筆記用具、電卓、付箋紙、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書（※自動車事故対策機構のみ）

【受付時間及び講習時間】※おんが自動車学校、新西海自動車学校開催分に限る

区分	受付時間	講習時間	
基礎講習	9：30～（初日のみ）	第1日目	10：00～17：00
		第2日目	10：00～17：00
		第3日目	10：00～15：30
一般講習	9：30～	10：00～16：30	

※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

【問い合わせ先】

(株)おんが自動車学校 TEL：093-293-2359

(有)新西海自動車学校 TEL：0959-27-0136

(独)自動車事故対策機構 TEL：095-821-8853

【基礎講習】

回数	実施日	実施場所	定員	主 催
第1回	6月7日(水)～9日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下1階貸会議室」	25名	自動車事故対策機構 長崎支所
第2回	6月26日(月)～28日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第3回	6月28日(水)～30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校
第4回	7月12日(水)～14日(金)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第5回	11月8日(水)～10日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校
第6回	11月28日(火)～30日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	12月20日(水)～22日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下1階貸会議室」	25名	自動車事故対策機構 長崎支所
第8回	1月24日(水)～26日(金)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

【一般講習】

回数	実施日	実施場所	定員	主 催	
第1回	5月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル 地下1階貸会議室」	25名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第2回	6月1日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第3回	6月2日(金)	南松浦郡新土五島町「鯨賓館」	20名	新西海自動車学校	
第4回	6月6日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	新西海自動車学校	
第5回	6月16日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第6回	6月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校	
第7回	7月4日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第8回	7月14日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第9回	7月21日(金)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校	
第10回	7月27日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第11回	8月8日(火)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校	
第12回	8月10日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第13回	8月24日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	新西海自動車学校	
第14回	9月5日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第15回	9月7日(木)	佐世保市「アルカス SASEBO 3階中会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第16回	9月14日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第17回	9月28日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第18回	10月3日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	新西海自動車学校	
第19回	11月2日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第20回	11月7日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校	
第21回	11月15日(水)	対馬市「対馬市交流センター」	30名	おんが自動車学校	
第22回	11月16日(木)	壱岐市「壱岐の島ホール」	30名	おんが自動車学校	
第23回	11月19日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校	
第24回	11月25日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第25回	12月11日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	新西海自動車学校	
第26回	12月20日(水)	北松浦郡佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第27回	1月16日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校	
第28回	1月23日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第29回	2月8日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第30回	2月22日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第31回	2月29日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校	

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

※離島〔対馬・壱岐〕の講習日が決まりましたのでお知らせいたします。

基礎講習 受講申込書

令和 年 月 日

事業所名：

事業所〒：

事業所住所：

申込責任者：

連絡先 (TEL)

(FAX)

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業用自動車の 運行管理者経験が 1年未満の者 (○印をする)	受講の目的 (○印をする)	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
受講者の氏名 (生年月日)					
①番 (男・女) (T.S.H 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
②番 (男・女) (T.S.H 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
③番 (男・女) (T.S.H 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
④番 (男・女) (T.S.H 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間

*現在の職名欄中、「運行管理者」とは運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届出を行ったものとする。

*修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

ご確認ください

運行管理者試験を受験予定の方は、以下の□に✓を記入して下さい。

運行管理者試験センターへの受講名簿提出に同意する

①番の方:□ ②番の方:□ ③番の方:□ ④番の方:□

*修了書の代行送付は2021年度より行いませんのでご注意ください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡



ドライビングアカデミー ONGA

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

一般講習 受講申込書

FAX

令和 年 月 日

事業所名：

〒 -

事業所の住所：

申込責任者名：

連絡先 (TEL)

(FAX)

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

	ふりがな (男・女)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
	受講者の氏名 (生年月日)				
①番	(男・女) (T. S. H 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
②番	(男・女) (T. S. H 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
③番	(男・女) (T. S. H 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
④番	(男・女) (T. S. H 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長）に選任の届け出を行ったものとする。

* 修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡



ドライビングアカデミー-ONGA

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

基礎講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名)

〒 ー

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL)

※
(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～

○会場 佐世保市労働福祉センター

○講習時間 10時00分～17時00分(最終日は15時30分まで)※手帳をお持ちでない方は写真(3×24cm)1枚をご用意下さい

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	希望する 講習の種類 (番号○印)	受講の目的 (番号○印)	講習手帳 の有無 (○印)	受講の情報 提供の同意 (☑印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	☐ 同意する ☐ 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	☐ 同意する ☐ 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	☐ 同意する ☐ 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	☐ 同意する ☐ 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	☐ 同意する ☐ 同意しない	月 日 ～ 月 日

注1) 個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。

注2) 「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。

注3) 平成27年度から、旅客試験は旅客の基礎講習、貨物試験は貨物の基礎講習の受講が受験資格となります。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行して下さい。

※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いないようお願いいたします。



※申込先※

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒

事業所住所

申込責任者名

連絡先 (TEL)

※
(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスバおおむら
○講習時間 10時00分～16時30分 有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館
福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校

事業所の種類 (○印をする)	バス	ハイ・タク	トラック	その他 ()
フリガナ 受講者の氏名 (生 年 月 日)	現在の職名 (番号○印)	運行管理者 選任年月日	指導講習手帳 の有無 (○印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日

注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。

注2)運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いないようお願いいたします。



※ 申 込 先 ※

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



令和 5 年度助成事業について

1. 主な留意点

- ①全助成事業で事前申請としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)
※装置、車両の導入前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付の流れとなります。
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③助成事業の申請期間は 7/3(月)～12/22(金)、実績報告期限は 2/29(木)となります。
※3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

2. 助成事業一覧

助成事業		概要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は禁止)
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22 実績報告期限：令和 6.2.29
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の 1/2 (上限 1 万円/台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の 1/2 (上限 2 万円/台)
安全装置	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22 実績報告期限：令和 6.2.29
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ③アルコールインターロック ④ I T 点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器
	助成金額	①、②、③、④機器価格(税抜)の 1/2(上限 2 万円/台) ⑤取得価格(税抜)の 1/2(上限 3 万円) ⑥導入費用(上限 10 万円)
アルコール検知器	その他条件等	③ I T 点呼に使用するアルコール検知器については、G マーク取得事業所に限る。 ⑥600 N・m 以上の締め付け能力を有するもの 1 事業所 1 台 ⑥1 事業者 1 台ただし G マーク取得事業者は 2 台
	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22 実績報告期限：令和 6.2.29
	対象機器・装置	全ての機器が対象 * 協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
安全運転研修(ドライバー等安全教育訓練促進)	助成金額	機器価格(税抜)の 1/2 (上限 2 万円/台)
	その他条件等	※ G マーク事業所における I T 点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 ※ 来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間等	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22 実績報告期限：令和 6.2.29
SASスクリーニング検査	助成金額	1 台あたり装置の取得価格の 2 分の 1 (上限 5 万円/台)
	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第 1 次検査および第 2 次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 5.12.22 実績報告期限：令和 6.2.29
	助成金額	第 1 次検査および第 2 次検査の合計費用の半額(上限 2,500 円/人)
初任運転者特別指導講習会	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費(宿泊費等含)の全額又は一部及び交通費(離島地区外 5 千円、離島地区 1 万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日):49,500 円(受講料の全額)+交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日):46,900 円(受講料 67,000 円の 7 割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日):46,900 円(受講料 67,000 円の 7 割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 * 受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 * ②③について、G マーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(67,000 円)
	助成上限	研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで
	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
高齢運転者安全運転研修	対象	特別指導教育(初任)の対象者
	助成金額	研修費の全額 年 10 回
	助成上限	研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで
	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
健康診断受診促進	対象	60 才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 ①高齢運転者(1日):12,200 円(受講料の全額) * 適齢診断を受診することが出来ます。 * 講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで
	事業内容	協会がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
安全性評価事業認定促進	申請期間	申請期間：令和 5.7.3～令和 6.2.29 ※令和 5 年 4 月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の 1.2 倍まで
	助成金額	運転者 1 名につき 2,000 円
	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成(交付)します。
運転記録証明書取得促進	申請期間	申請期間：認定公表から 2 週間以内
	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	助成上限	当該事業所(県内営業所)に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者
	助成金額	運転者 1 名につき 670 円

助成事業		概 要
適性診断 (特定)	事業内容	適性診断(特定)の受診料の一部を助成します。
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800円 * 助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 (一般)	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 5.7.3~令和 5.12.22 実績報告期限: 令和 6.2.29
	助成上限	1台まで
	助成金額	指定機器 1台につき 20万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック: 協調(県ト協、国、全ト協)
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間(県ト協)	申請期間: 令和 5.7.3~令和 5.12.22 実績報告期限: 令和 6.2.29
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック * 令和 5.4.1~令和 6.2.29 までに登録が完了するもの
	助成上限	1事業者 1両まで
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間: 令和 5.7.3~令和 5.12.22 実績報告期限: 令和 6.2.29
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット: 5,000円 (全額: 県ト協) ②エアヒータ: 機器価格の1/2 * 上限6万円 (全額: 全ト協) ③車載バッテリー式冷房装置: 機器価格の1/2 * 上限6万円 (全額: 全ト協)
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	予算	申請期間: 令和 5.7.3~令和 5.12.22 実績報告期限: 令和 6.2.29
	助成金額	新規7万円、更新5万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間: 令和 5.7.3~令和 5.12.22 実績報告期限: 令和 6.2.29
	助成金額	保証料の1/2(県ト協: 1/4 全ト協: 1/4) ※ 1年度一事業者あたり上限20万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間等	申請期間: 令和 5.7.3~令和 6.1.31 実績報告期限: 令和 6.2.29
	助成金額	県ト協制度: 取得費用(税抜)1/2(上限: 大型15万円、中型・けん引10万円) 全ト協制度: 準中型新規4万円、限定解除2万5千円、 取得費用(税抜)1/3 特例教習10万円、フォークリフト: 31時間・35時間講習1万円、11時間・15時間講習5千円
	その他条件等	県ト協制度: 協会指定研修の受講
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間等	申請期間: 令和 5.7.3~令和 5.12.22 実績報告期限: 令和 6.2.29
	助成金額	受講料の2/3(県ト協1/3・全ト協1/3)
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	予算	申請期間: 令和 5.7.3~令和 5.12.22 実績報告期限: 令和 6.2.29
	助成金額	新規3万円、継続2万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習(一般)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者1名につき3,200円

令和5年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について

- 公募期間
令和5年4月1日~令和6年2月29日(期日厳守)
* 融資対象は、令和5年度(令和5年4月1日~令和6年3月31日)に投資されるものに限りです。
- 公募融資総枠: 6億円
- 融資限度額: 各融資制度において、それぞれ定めます。
- 融資利率: 商工中金所定の利率
- 融資推薦対象者: 会員事業者及び協同組合等であり、商工中金と取引資格があるもの。
- 取扱金融機関: 商工中金(長崎支店、佐世保支店)及び商工中金の代理店である信用組合
- 融資対象資金について: 消費税は対象となりますが、その他の税金、登録費用、保険料等は対象外です。
- 各融資制度の詳細は下表にてご確認ください。

* 協会HP (<http://www.nata.or.jp>) の助成事業ページにて申込書のダウンロードが可能です。

一般融資	ポスト新長期融資
①融資対象事業 ・物流施設・福利厚生施設の整備に要する資金 ・事務機器の購入、設備の補修・改修に要する資金 ・荷役機械購入に要する資金 ※運転資金は対象外です ②融資推薦限度額 ・会員事業者: 2,000万円 ・協同組合: 4,000万円(一事業者あたり2,000万円) ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。 ③利子補給率: 0.4% ④償還期間: 10年以内(車両は5年以内とする) ⑤必要な添付書類: 見積書原本等(施設の場合は、別途平面図・見取図等)	①融資対象事業 ポスト新長期規制車導入に要する資金(代替を伴う必要はありません) ②融資推薦限度額 ・会員事業者: 4,000万円 ・協同組合: 4,000万円(一事業者あたり2,000万円) ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。ただし、NOx融資(受付終了)の残高を引継ぎます。 ③利子補給率: 0.4% ④償還期間: 5年以内 ⑤必要な添付書類: 見積書原本等

- その他: 制度利用にあたり様々な注意点がありますので、必ず申込み前に協会までご相談下さい。

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和5年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

【適性診断（初任・適齢）】 *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）※開催予定表 A 参照
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

【初任運転者向け】

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【一般運転者向け】 *開催予定表 D

・安全運転研修（一般運転者コース）

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【高齢運転者向け】 *開催予定表 C

・高齢運転者安全運転研修

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

※おんが自動車学校で開催する研修では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

診断・講習種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催	A 適性診断（初任・適齢）	17・18	23	19・20	11	28・29	26	16・17	14	4・5	16
	B (新西海)初任運転者特別指導講習会	19~20	24~25	21~22	12~13	30~31	27~28	18~19	15~16	6~7	17~18
	C 高齢運転者安全運転研修						13				
福岡開催	D (おんが) 一般・初任運転者貨物運転者研修		27~28		1~2		2~3	21~22			27~28
	全ト協 一般・初任運転者	8~10		24~26		25~28					13~15
	添乗・指導管理者		20~22		22~24		23~25		25~27		
	一般・事故再発防止							28~30			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

お問合せ先

長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

長崎県トラック協会受託事業

令和5年度 高齢運転者安全運転研修タイムスケジュール

新西海自動車学校

	時間	項目	内 容	備考
1	9 : 30 ～ 10 : 20 (50)	安全運転基礎知識	・ 高齢運転者による交通事故の特徴 ・ 加齢に伴う「認知・判断・操作」の能力低下による交通事故 ・ 加齢に伴う身体機能の低下による事故及び災害 ・ 加齢に伴う健康管理の重要性 ・ その他の労働災害の防止	座学 講師 1 名
2	10 : 30 ～ 11 : 20 (50)	安全性テスト	・ O D 式安全性テスト及び結果解説 ・ 視力検査（動体視力・夜間視力） ・ 視野検査 ・ 視野障害と交通事故の関係	検査・座学 講師 1 名
3	11 : 30 ～ 12 : 20 (50)	運転技術診断及び指導	【運転技術診断】 ・ 危険回避走行 ・ 直列パイロンスラローム走行（前進・後退） ・ 隘路進入走行 ・ 路端における駐車及び発進 ・ S 字コースの前進及び後退走行	実技 講師 2 名
	(50)	昼休み		
4	13 : 10 ～ 14 : 00 (50)	法令走行診断及び指導	【法令走行診断】 ・ 減点方式による安全運転の診断 ・ 100 点満点からの減点方式 ・ 約 10 分間の走行 ・ 安全運転アドバイス	
5	14 : 10 ～ 15 : 00 (50)	安全運転意識改善	・ 認知機能検査の体験及び結果説明 ・ 飲酒運転による重大事故の防止 ・ アルコール依存症の早期発見の重要性 ・ プロドライバーに求められる運転マナー	座学 講師 1 名

※「運転技術診断」及び「法令走行診断」は、中型、準中型、普通車の中から受講者が希望するもので実施します。

※このタイムスケジュールは、受講者 10 名以下の場合です。

※受講者が 10 名を超える場合は、「運転技術診断」と「法令走行診断」を 2 グループに分かれて同時進行で行います。

申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒 ー

事業所住所

申込責任者名

連絡先 (TEL)

※
(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名 生年月日 (年齢)	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
1	昭和・平成 年 月 日 (歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始
2	昭和・平成 年 月 日 (歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始
3	昭和・平成 年 月 日 (歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地: 長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)

○持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

○受付時間 8:30 ~ 9:00

○講習時間 9:00 ~ 17:30

○持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)

○その他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。
 ・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウィルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。



申 込 先

新 西 海 自 動 車 学 校

※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3

TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8



高齢運転者安全運転研修申込書

令和 年 月 日

受付済印

事業所名

〒 ー

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望 研修当日、適齢診断の受診を希望するか☐ ※受診時間は約2時間	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☐
	受講者氏名 生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】

- 受付時間 9:00～ 9:30
- 研修時間 9:30～15:00
- 実施場所 新西海自動車学校
- その他 昼食(弁当)を希望される方は当日に受け付けます

- ・ 研修当日に適性診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。
後日の受診日については、別途日程の打ち合せをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・ 「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。研修日程は同じです。）

No.	研 修 内 容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2 日 (13 時間)	
2	初任運転者研修 2 日 (15 時間)	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記 1 の 研修No. を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男		S, H 年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			
	男		S, H 年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			

※交通費助成申請 該当地区に、☒印をつけてください。

☐ 離島地区外：5 千円

☐ 離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：1 万円

【 注 意 】

※ 研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで

※ 受講料（49,500 円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の 10 日前までに、下記の研修施設へ FAX で提出してください。

・ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）

FAX 093-293-2427

※ 研修のご案内は、研修日の 1 週間前（前週の金曜日）に FAX にてお送りいたします。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

運輸安全マネジメント「認定セミナー」開催予定情報について

認定セミナー開催予定リスト

2023年9月 以降開催予定

開催予定日	主催者名	開催場所	認定セミナーの種類	定員	問い合わせ先	メールアドレス	ホームページ
2023年 9月8日	一般社団法人 日本海事検定協会	福岡市博多区博多駅東1丁目16-14 リファレンス駅東ビル7F	中小ガイドライン	20	検定 SC 審査評価チーム (045-201-2843)	kentei-anmane@ nkkk.or.jp	https://www.nkkk.or.jp/
2023年 10月12日	独立行政法人 自動車事故対策機構 長崎支所	長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル11階	ガイドライン (中小規模)		長崎支所 (095-821-8853)		https://www.nasva.go.jp/ index.html
2023年 12月15日	一般財団法人 日本品質保証機構	東京都千代田区神田須田町1-25 JR 神田万世橋ビル17F から接続したオンライン開催	中小ガイドライン	40	マネジメントシステム部門 ISO セミナー事務局 (03-4560-5678)	iso-seminar@jqa.jp	https://www.jqa.jp/service_ list/management/seminar/ un001/index.html
2024年 3月15日	一般財団法人 日本品質保証機構	東京都千代田区神田須田町1-25 JR 神田万世橋ビル17F から接続したオンライン開催	中小ガイドライン	40	マネジメントシステム部門 ISO セミナー事務局 (03-4560-5678)	iso-seminar@jqa.jp	https://www.jqa.jp/service_ list/management/seminar/ un001/index.html

はじめに

思い起こすとずいぶん昔の話になりますが、私が二十代に運転者として経験した交通事故の体験をお話し、これらの教訓が交通事故防止に少しでも役立てばと思い、投稿致しました。

当時、私は運転免許の取り立てで、運転業務に従事しておりませんでした。出身地の農家の田植えを支援する援農という業務支援を命じられ、農家に派遣されていました。

まだ田植え機が無い時代でしたので、人力の田植えが主体でした。我々、職場の同僚が命じられてグループを作りそれぞれのグループが、担い手の少ない農家に派遣され、田植えを手伝っていました。

私は、田舎育ちでありましたが、田植えの経験は全くありませんでしたので、田んぼには入らず、田んぼの畔道から、もっぱら苗を投げ入れる作業を担当し、苗の補充役を担当しておりました。

援農作業支援も数日が過ぎ、本日で作業が終了となる日の夕方、支援地である農業協同組合の主催で、慰労会を催して頂きました。

農協の倉庫内で、お酒とジンギスカンで持て成して頂き、援農支援に対する感謝と慰労により、地元の方と交流を深める機会になりました。

援農作業の疲労もあり、なかには飲み過ぎた同僚もあり、夜8時頃散会となりました。

翌朝、職場に戻る際、往路で車を運転してきた同僚が昨日の慰労会で飲み過ぎたため、二日酔いで運転ができないという事になり、急遽代替運転手が必要であるとの事で、運転免許を取得したばかりの私に白羽の矢が立ち、上司から代替運転を命じられました。

内心、経験未熟なため嫌だなあと、運転を引き受けました。出発時の車の荷台には、二日酔いの同僚のほか一名と、助手席には助手が同乗しておりました。

当時の道路は、幹線のみ舗装され、大部分は未舗装の砂利道が主体であり、約一時間ばかり走行して、途中で休憩後、再度発進して峠の上り右カーブに差しかけた時、対向車線から大型ダンプカーが、膨らんできた様に見えたため、咄嗟に徐行して左側に寄り、ダンプと擦れ違った後、前に出ようとした際に、路肩が軟弱だったため、車が左側に傾斜して横転してしまいました。

崖の斜面でありましたが、木が多かったため、木に支えられて崖下まで落ちることなく、衝撃もほとんど感じませんでした。崖下まで転落しなかったのは、不幸中の幸いでありました。

何とか運転席から脱出して、荷台の乗員の安全が気がかりでしたので、怪我はないかと確認したところ、寝ていた状態での横転事故だった

ので、事故にも気づいておらず、怪我もなかったことがせめてもの救いでした。

上司が事故の件を報告し、横転した車両を引き上げるため、レッカー車が到着し、横転車両を引き上げましたが、横転した状態では、車の破損は全くありませんでしたが、引き上げる際、林立する木々が障害になり、引き上げが完了した時点では、車は大破した状態で引き上げられ、修理不能となり車を一台駄目にした記憶があります。

当時を思い起こすと、飲酒運転に関する道路交通法は、昭和三十六年に整備されましたが、罰則がありませんでした。罰則が出来たのは、昭和四十五年からで、それまでは0.25mg までならアルコールを摂取して運転しても良いだろうと言う認識が広まっており、飲酒運転に対する意識が低かった背景があります。

運転者自身の自己管理ができていなかったのが現状でした。現在では飲酒運転の根絶が叫ば

れ、罰則も強化されて、乗務前・乗務後の点呼においては、必ずアルコール検知器で検査をしているため、運転者も運行のある前日は、深酒をして翌日にアルコールが残らないよう自己管理ができており、当時と現在の運転者意識の隔たりを目の当たりに感じております。

また、運転者の体調管理においても、当時は点呼もなく、場当たり的な対応が多く、体調が良くない運転者がいると、その場で代替運転者を指名する等、運転者が乗務できなくなる場合に備えた代替措置（代替運転者の手配等）を、あらかじめ定めておくこともなく、突然指名を受けた運転者は、躊躇しつつも、受けざるを得なかったことを思い出しております。

現在、縁あって運送会社に勤務させて頂いておりますが、現在は法体系も確立されており、運行管理者の業務も事細かく規定され、自動車輸送の安全運行の確保と交通事故を防止する使命と責任が課せられ、当時と比較できないほど運行管理体制が整っており、大幅に改善されていることを実感しております。

おわりに

当時の安全運行管理体制に思いを馳せ、二度と同じような過ちを他の人に経験させないためにも、過去の教訓を肝に銘じ、現安全運行管理体制の中で、如何に各施策を実践し、交通事故の未然防止に少しでも寄与することができるか、毎年、田植えの時期が来るたびに、若き日の事故が脳裏をかすめ、運転者及び管理者として交通事故を防止するためにはどうしたらよいか、当時の苦い経験が、交通事故防止対策を考える上での原点になっております。

ドライバー体験記

トラックの運転者、管理者としての 事故防止対策に想う。

(北海道) 株金澤運送

佐藤 守





※※※技能講習情報※※※

※※新型コロナウイルスの感染拡大で情報が変わる可能性があります※※
技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたと自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習

〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28

電話: 095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

陸災防長崎県支部からのお知らせ

令和5年10月1日から労働安全衛生規則が改正されます 昇降設備と保護帽の準備はできていますか！

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大

- 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。

【昇降設備の例】

可搬式



①両手すり付き



②平ボディ車用



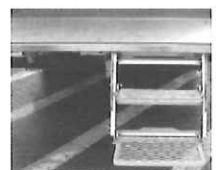
手すりがあるのが望ましい

③折りたたみ式



④折りたたみ式

昇降用ステップ



保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上（変更なし）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積み卸を行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「墜落時保護用」の製品を使用しなければなりません。

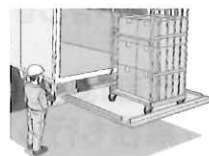
【2トン以上5トン未満で保護帽が必要な例】



ウイング車



平ボディ車



テールゲートリフター（荷の積み卸を行うとき）

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページをご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>



陸災防長崎県支部からのお知らせ

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等の皆様

2トン以上のトラックに昇降設備の義務化！

陸運業における労働災害が高止まりしています。荷役作業場所を提供する荷主等におかれましては、以下の改正労働安全衛生規則を踏まえた対応をお願いします。

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大

[令和5年10月1日施行]

- 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備には、貨物自動車に設置されている昇降用のステップのほか、踏み台等の可搬式のものも含まれます。荷主等の皆様には、できるだけ荷台への可搬式の昇降設備等を用意していただくようお願いします。
- なお、テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。

可搬式の昇降設備の例



保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

[令和5年10月1日施行]

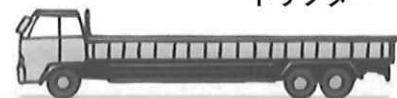
- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行う時は、墜落時保護用の保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上（変更なし）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸を行うときに限る。）



ウイング車



テールゲートリフター



平ボディ車

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

[令和6年2月1日施行]

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間】
 - 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストストップ等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。



詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページをご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>



(一社)長崎県労働基準協会では、各支部において

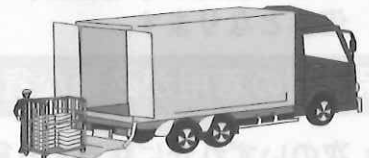
テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育を開催します
(令和5年11月以降の予定)

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の対象となる業務

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務。
- 荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務。
- テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいとされています。
- 貨物自動車（白ナンバー、緑ナンバー、また貨物自動車の最大積載荷重に関係なく）に設置されたテールゲートリフターが対象です。

※荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。

※介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。



◎令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなりますので、現在テールゲートリフターによる作業を行っている人も含め、令和6年1月31日までに忘れずに特別教育を受講してください。

(一社)長崎県労働基準協会の各支部では、11月以降、特別教育を開催する予定です。
開催日時、会場、講習料などは決定次第お知らせします。
詳しくは、下記の各支部へお問い合わせください

支部名	所在地	電話番号
長崎支部	長崎市平野町12-11 井手ビル2階	095-842-5380
佐世保支部	佐世保市万徳町1-11 川津ビル1階	0956-42-0020
諫早大村支部	諫早市天満町37-16 諫早建設会館内	0957-46-5263
北松支部	佐世保市江迎町田ノ元11-1 ハイツエバーグリーン402	0956-66-9500
島原支部	島原市高島2丁目7217 島原商工会議所1階	0957-65-0606
対馬支部	対馬市厳原町大手橋1212	0920-52-1417
五島支部	五島市東浜町1丁目4-8	0959-74-6277
壱岐支部	壱岐市郷ノ浦町柳田触199-1	0920-47-4123

(一社)長崎県労働基準協会

長崎市平野町 12-11 井手ビル 2 階 TEL. 095-849-2450

荷役作業における保護帽の正しい選び方、使い方

一般社団法人 日本ヘルメット工業会

ご承知のとおり、陸上貨物運送事業における死傷災害の中で、墜落・転落災害は最も多い事故の型です。そのうち5トン以上のトラックでの災害が約5割、2トン以上5トン未満が約4割を占めています。また、休業6月以上の重篤な被災者のうち、約7割は保護帽未着用だったと分析されています（厚生労働省「陸上貨物運送業による荷役作業の安全対策に関する検討会」報告書の概要より）。

5トン未満のトラックについては、このように災害が多く発生しているにもかかわらず、従来は法令の義務が無いことから、保護帽の着用が徹底されていませんでした。

このような状況に対処するため、今般、労働安全衛生規則が改正され、荷役作業に従事する労働者の安全確保が図られることになりました。

○保護帽とは？

保護帽は働く人の頭を様々な危険から守る安全保護具です。

労働安全衛生法に基づく「保護帽の規格」によって性能が定められており、国家検定に合格した製品でなければ、販売や貸与することができません。そのため、保護帽として市販されている製品は一定の性能を備えていますが、選択や使い方を誤るといざという時に本来の性能が発揮されません。

また、構成部品が使用開始後に破損したり、使用環境によって自然劣化したりしますので、日々の点検も欠かせません。

○法令に定められた保護帽の着用義務

労働安全衛生規則やクレーン等安全規則には、保護帽の着用義務がある具体的な作業が規定されています。その1つが今回改正された労働安全衛生規則第151条の74です。

それ以外の作業でも、頭部に危険が及ぶような場合には、労働安全衛生法の趣旨に則り、保護帽を着用させなければ（しなければ）なりません。従来の5トン未満のトラックでの荷役作業もこれに該当します。

○保護帽は2種類

保護帽は「保護帽の規格」により、2種類が定められています。

1つは物体の飛来または落下による危険を防ぐための「飛来・落下物用」、もう1つは墜落・転落や転倒による危険を防ぐための「墜落時保護用」です。

実際には「墜落時保護用」単独の保護帽は存在せず、「飛来・落下物用」との兼用です（以下「墜落時保護兼用」という。）。

厚生労働省による「荷役ガイドライン（陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン）」第2の2(2)ア⑤にある「墜落時保護用の保護帽」とはこれを指します。

「保護帽の規格」ではそれぞれについて、構造要件を下表のように定められています。

＜保護帽の構造要件＞

使用区分	構造要件
飛来・落下物用	帽体、着装体、あごひも
墜落時保護用	帽体、衝撃吸収ライナー、あごひも

「飛来・落下物用」は帽体、着装体、あごひもから成りますが、「墜落時保護兼用」ではそれに衝撃吸収ライナーが加わります。

つまり、「飛来・落下物用」と「墜落時保護兼用」の構造上の違いは、衝撃吸収ライナーがあるか無いかということになります。

従来、衝撃吸収ライナーの材質とし

陸運と安全衛生 No.652

て、例外なく発泡スチロールなどの発泡プラスチックが用いられてきましたが、近年は保護帽内部の空間を広げて通気をよくするために、発泡プラスチックを用いず、成形したプラスチック製の衝撃吸収体やネット状の衝撃吸収ライナーを用いた製品が急速に増えています。

このため、以前のように発泡プラスチックの部品の有り無しでは両者を見分けられなくなりました。それを判別するには、帽体の内側に貼られた「労・検ラベル」（正確には「型式検定合格標章」）に保護帽の種類が明記されていますので、それをご覧ください。



○墜落時保護兼用保護帽

「飛来・落下物用」と「墜落時保護兼用」の保護帽では、「保護帽の規格」に規定された安全性能が大きく異なります。

「飛来・落下物用」は頭頂部への衝撃を想定しており、墜落・転落時や転倒時に打ち付けることが多い前・後頭部では十分な衝撃吸収性能が期待できません。

それに対して、「墜落時保護兼用」は衝撃吸収ライナーを用いることにより、前・後頭部の保護性能があります。

ところが、せっかく「墜落時保護兼用」を用意しても、発泡プラスチック製の衝撃吸収ライナーを勝手に外してしまう方がいます。それは、「衝撃吸収ライナーが入っているせいで風が通りにくく、頭が蒸れる」、「汗などの汚れで悪臭がする」というのが理由のようですが、結果として製品性能が著しく低下してしまうので、絶対にさせてはいけません（してはいけません）。

また、管理者の中には法令を文字どおり解釈して、「自分の仕事には墜落用保護



帽は不要」と判断される方がおられますが、予期せぬ危険に備えるのが安全保護具です。どのような仕事をされる場合でも、より高い安全のために「墜落時保護兼用」を選ばれることを強くお勧めします。

ところで、「墜落時保護兼用」はこの業界とはとても縁が深い保護帽です。1966年ごろから陸上貨物運送事業労働災害防止協会を中心に、労働基準監督署、通商産業省、運送業者代表、保護帽メーカー6社で開発を開始し、1968年に協会推奨品としての「荷役用安全帽」ができました。

この「荷役用安全帽」には、トラック荷台からの墜落・転落災害に備えるために、初めて乗車用ヘルメットに用いられているような発泡スチロール製の衝撃吸収ライナーが採用されました。

また、作業やトラックの出入り・運転の邪魔にならないように、帽体の縁が張り出しておらず、比較的小さい形状の野球帽型が選ばれました。

その後、1970年に「荷役用安全帽」のJIS規格（JIS T 8134-1970）が制定され、さらに1975年に新たに制定された「保護帽の規格」にも「墜落時保護用」が規定されました。

この規格は日本独自の厳しい規格ですが、「墜落時保護兼用」の使用割合が増えることで、我が国の死亡災害減少に少なからず貢献しています。一般的に規格の世界標準化が進んでいますが、世界標準以上の性能を求めた規格として、現在も継続しています。

○保護帽の着用方法と注意点

保護帽は正しく着用していないと、いざという時に頭を守ることができません。

ヘッドバンドやあご紐は頭や顔の大きさに合わせて緩みの無いように調節しましょう。ヘッドバンドが緩かったり、あご紐を締めていなかったりすると、転落・転倒時に容易に脱げてしまいます。また、頭にフィットしているとぐらつかず、快適に使用できますので、頭に載せたままサイズを調節できるヘッドバンドは大変便利です。

保護帽はまっすぐに深くかぶりましょう。あみだかぶりなどをしていると、物にぶつかったり、物が落ちてきたりした時に役に立ちません。

○保護帽のメンテナンス

保護帽が汚れたら、真水で洗うか、水で薄めた中性洗剤で拭き取ってください。有機溶剤、パーツクリーナー、アルカリ性溶剤、漂白剤、ワックスなどは帽体の材質によっては劣化や破損につながる可能性があります。

また、家庭で使われている衣料用の消臭剤も、ポリカーボネート製の帽体の劣化を引き起こすことがありますので、注意が必要です。

○保護帽の点検と交換の目安

保護帽の使用前には必ず、帽体の点検を行い、少しでも異常が認められた場合には使用しないでください。

保護帽はプラスチック製品であるため、使用中に傷が付いたり、破損したりするだけでなく、使用開始後は紫外線等による樹脂の劣化が少しずつ進みます。現在、製品を壊さずに性能を測る方法はありませんので、安心して使うために早め早めの交換が必要です。

一般社団法人日本ヘルメット工業会では、次表のような交換の目安を設けています。これは食品の消費期限とは違い、その時期に到達すると、どの製品も次々と所定の性能を満たさなくなるという訳ではありませんが、永久に性能が保たれることはありません。

<保護帽交換の目安>

帽体材質	交換の目安
熱可塑性樹脂製*	使用開始より3年以内
熱硬化性樹脂製**	使用開始より5年以内
* ポリカーボネート、ポリエチレン、ABS樹脂など **FRP(ポリエステル)など	
装着体	使用開始より1年以内

また、ハンモック等の装着体の部品は材質上、劣化が比較的早く起こります。劣化すると、衝撃を受けた際に切れやすくなるため危険です。そのため、装着体を交換していることが、製品を交換の目安としている時期まで使い続ける前提となります。

なお、保護帽を車のダッシュボードなどに置いておくと、長時間にわたって紫外線を浴びるため、製品の劣化が進みます。艶を失った帽体はいざという時に衝撃を吸収できない可能性があるため、すぐに交換してください。

○おわりに

保護帽メーカーにとって、①軽くて、②かっこうが良くて、③かぶり心地の良い製品開発が永遠の課題です。

メーカー各社から様々な特徴を持った新製品が販売されていますので、是非ともご検討ください。

（執筆者 株式会社谷沢製作所 谷澤直人）

災害事例 とその対策

テールゲートリフターを複数人で使用する際に発生した災害

引っ越し作業において、テールゲートリフター車（TGL、パワーゲート）の荷台上でゲート板を上げた状態で作業をしている時に、地上にいた別の労働者が車体下のスイッチを操作しゲート板を下げたため、転落事故が発生しました。

1 事業の種類

一般貨物自動車運送業

（事業場規模：10人以上50人未満）

2 発生月時：4月 午前10時頃

3 発生場所：荷台上

4 被災者：荷役作業員 24歳

5 傷病の程度：右膝裂傷・打撲、休業10日

6 災害発生状況

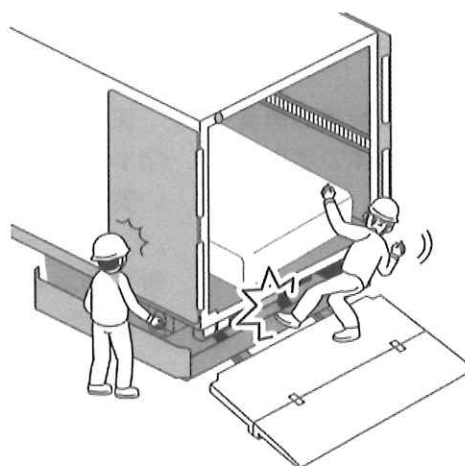
引っ越し荷物の積み込み場所において、テールゲートリフター車で、被災者Aが昇降板（ゲート板）上にマットレス・ベッド（約15kg）を載せて乗り、ゲート板を上げてから荷台に当該マットレスを引き込んだ。そして、荷台から昇降板上に移動して更に押し込もうとしたところ、ドライバーBが入れ込みを完了したものと思い、車体の下にあるスイッチを押して昇降板を下げはじめた。被災者Aは昇降板が荷台上の高さにあると思っていたが、実際には昇降板が20～30cm下がった状態にあり、それに気づかずに踏み外し、荷台と下がった昇降板の間にはさまれて、右膝上部を打ち負傷した。

7 災害原因

- （1）ドライバーBは、荷台にいた被災者Aに対し、声掛けをしてマットレス・ベッドの入れ込み作業が完了したかどうかの確認せずに、「車体下のスイッチ」を操作して昇降板を下げた。そのため、被災者Aは、昇降板が荷台上の高さにあると思って当該作業を続けた。
- （2）被災者Aは、昇降板の位置を確認しないで、昇降板上に移動してマットレス・ベッドを更に押し込もうとした。
- （3）昇降板のスイッチは、①車体下と②荷台内の有線リモコンの2つあったが、引越作業について荷台内に作業員がいる時に、別の作業員が「車体下のスイッチ」を操作することを禁止していなかった。

8 再発防止対策

- （1）テールゲートリフターを複数人で使用する際、荷台に作業員がいる場合には、別の作業員がゲート板の「車体下のスイッチ」の操作をしないこと。
- （2）荷台から昇降板に移動する場合には、昇降板の位置を目視で確認すること。
- （3）荷台に作業員がいる場合には、昇降板の「車体下のスイッチ」の操作を禁止すること。その注意喚起を行うため、当該スイッチの付近に「荷役作業中操作禁止」等のステッカーを表示すること。



九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。

九ト交協の取扱商品

自動車共済 ～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大 **70%** の優良割引

デジタコ搭載車は **2%割引** (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる **一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で **一括契約割 5%**

契約台数に応じた **多数契約割引!!**

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%



※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

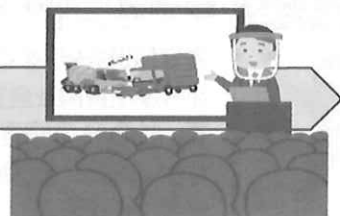
自賠責共済 ～長崎県下9社の代理店～

損害保険 ～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動 ～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当 ～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金を得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)

安心のロードサービス ～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大20万円(自己負担金2万円)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室
TEL: 0956-87-0083 (担当 井上)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。



～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえるとと思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助かりました。

CASE 2

■ スムーズに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

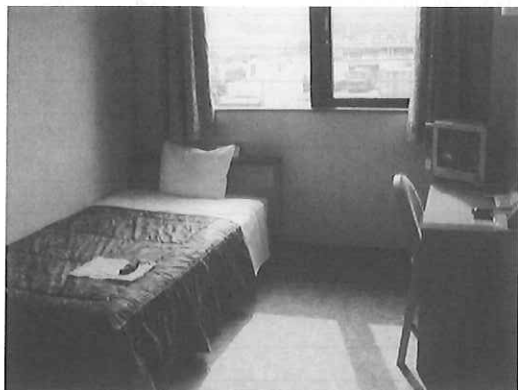
車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

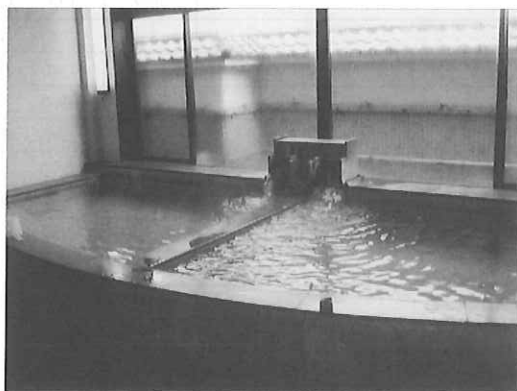


シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 7,200円(税込)
- ・諫早TS会員 5,400円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,000円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

長崎ちゃんぽん……………770円(税込)
かつ丼……………820円(税込)
中華飯……………790円(税込)
トンカツ定食……………1,050円(税込)
エビフライ定食……………1,260円(税込)
カツカレー……………950円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)
駐車場

大型トラック(トレーラ含)・・・40台
中型トラック……………5台
小型トラック・普通自動車……………29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村、佐藤) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

↓ご希望の教材に○印をお願いします

※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ！事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告！	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか？高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ！飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために！		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ！危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人で行える日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	★ストップ！車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない！	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう！ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ！風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: — —	本 ※返却日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	本 ※返却確認	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

FAX: 095-839-8508

注文日: 令和 年 月 日

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	※363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	※242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	チャート紙	KM26-120-2C	M24-120K	1個	660
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120	L7-140		
		その他 ()			

※令和5年4月1日より変更

受領方法 ☐ 協会にて受け取り(月 日 来協予定) ☐ 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	☐ に✓して下さい ☐ 会員名簿住所へ送付 ☐ 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 - *上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。

"長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

(公社)長崎県トラック協会(担当: 本村)

TEL: 095-838-2281 FAX: 095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

熱中症予防
その
1

水分・塩分は
こまめに補給!



熱中症予防
その
2

涼しい
ところで休憩!



みんなで防ごう! 熱中症

いつでもどこでもだれでも、条件次第でかきやすいのが熱中症。特に労働をして
いるときなどは発症しやすく、症状が深刻なときは命の危険にさらされることもあり
ます。正しい知識と適切な予防法があれば、未然に防ぐこともできるので、熱中症に
かかる前からきちんと対策をして、暑い夏を乗り切りましょう。

熱中症予防
その
3

「おかしいな?」と思ったらすぐ報告!



熱中症が発生! その時どうする?



応急手当 その 1

涼しい場所に避難!

応急手当 その 2

衣類をゆるめる

ラクにして

応急手当 その 3

スポーツ飲料で水分補給!

水分補給をしないと!

応急手当 その 4

身体を冷やそう!

どうしよう
熱が引かない?!

こういうときは、首やワキの下、
太ももの太い血管の上を
冷やした方がいいんですよ
手足も冷やそう

ここで紹介した
処置はあくまで応急手当!
自力で水分補給できない場合などは
医療機関へ連絡・搬送しよう

よかった!
これからは気分が悪くなったら
すぐ報告してね

WBGT値を活用しよう

WBGT値は「暑さ指数」ともい、熱中症のリスクが判断できます。
気温だけでなく、湿度や気流から算出された数値(単位:℃)を考慮した値です。
WBGT値のリスク区分(概)

注意	警戒	厳重警戒	危険
25℃未満	25～28℃	29～31℃	31℃以上

WBGT値は、気象庁のホームページで調べることができます。気象庁のホームページは、気象庁のホームページです。



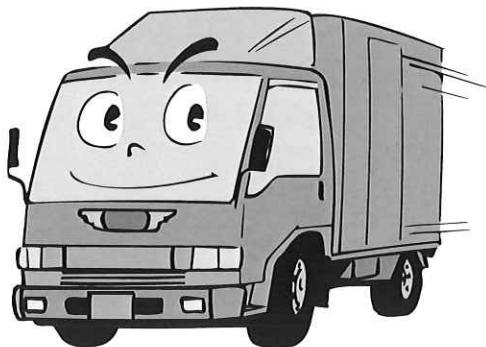
熱中症予防

◎日頃からウォーキングなど軽い運動
を行い、身体を暑さに慣らしておこう!
◎作業中は、小まめに水分・塩分を摂ったり
冷たいもので手足を冷やしたりしよう!

無事帰る

家族の笑顔が

待っている



(中国) 昭和陸運 (株)

荒井 博匡

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和4年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690